

○愛媛県内水面漁場管理委員会指示第 20 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び第 130 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

なお、この指示は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

令和 2 年 11 月 27 日

愛媛県内水面漁場管理委員会

会長 本多 義雄

愛媛県内の河川及び湖沼（以下「内水面」という。）に生息しない水産動物（卵を含む。）を本県内水面に移植してはならない。ただし、委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。